

不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援について ～長期に不登校となっている児童生徒への支援の充実～

(平成28年7月6日「フリースクール等に関する検討会議」審議経過報告の「概要」)

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

<学校以外の場での学習等に対する支援の必要性>

- 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化。
- 不登校への対応に当たっては、学校の取組の一層の充実が必要。
- それと同時に、長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習等に対する支援を行い、その社会的自立を目指すことが必要。
- その際、義務教育に責任を負う市町村教育委員会が、国や都道府県教育委員会と連携し、学校と緊密な情報共有を図りながら、支援を推進する役割を担うことが必要。

<基本的な方向性>

1. 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実を図ること
2. 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実を図ること
3. 支援のための体制整備を図ること

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援の充実

【教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進】

- 意義：きめ細かい支援、教育委員会・学校による状況の把握、民間の団体等の認知の向上
- 現状：フリースクール等が所在する自治体でも、約半数の自治体では連携が行われていない



以下等の連携の取組の推進が必要

連携協議会の設置、協働した取組、公民連携による施設の設置・運営など

(具体的施策)

- ・国：連携推進のモデル事業の実施、連携の先進事例の周知
- ・教育委員会：地域の実情に応じ、連携に向けた取組を段階的に推進

【民間の団体等の活動の充実】

- 児童生徒の状況に応じた支援がより行われるよう、民間の団体等の活動の一層の充実が期待



以下等の取組の充実が期待

- ・民間の団体等との連携協力を通じた活動の充実（スタッフ研修等の共同実施、相互評価の仕組みの構築、中間支援組織の形成）
- ・支援プラン等の作成とそれに基づく支援

(具体的施策)

- ・国：民間の団体等や研究機関に委託することなどにより、相互評価や中間支援組織の在り方、支援プラン等の作成・活用などに関する調査研究を実施

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

- 家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒やその保護者への支援が必要



以下の取組の充実が必要

- ・ 保護者への情報提供等（在籍校や進路、学校外の支援の場、不登校の保護者の会の情報等）
- ・ ICT等を通じた支援
- ・ 訪問による支援（家庭等を訪問し、相談対応や学習支援などを実施）

（具体的施策）

- ・ 国：訪問型支援を推進するためのモデル事業の実施や教育支援センター等の整備、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置・研修の充実
- ・ 教育委員会：地域の実情に応じ、不登校の保護者の会の情報提供等の支援方策を充実

第四章 支援体制の整備

- 支援体制の整備により、継続的な改善・充実や関係者が連携した支援が必要



以下による体制整備が望まれる

- ・ 担当部署等の教育委員会等の中への位置付けや、関係者が連携した支援体制の構築
- ・ 支援の目標・取組等を記載する様式の作成

（具体的施策）

- ・ 国：自治体での支援体制を整備するモデル事業の実施、研究機関への委託等により全国的なセンター機能の整備の在り方について調査研究
- ・ 教育委員会：地域の実情に応じ、支援体制を整備

第五章 今後の検討課題

- 制度上の位置付け
 - ・ 今後、学校以外の場での学習等がどのように充実されるかを見定めることが必要
- 経済的支援
 - ・ 現在のモデル事業を基本に、経済的な困難等を抱える家庭への支援の具体的展開を図る
 - ・ 公民連携による施設の設置・運営の推進も経済的支援の充実方策の一つ